

第2次朝来市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 【概要版】

1. 基本的事項

計画策定の意義及び目的

- 行政の事務事業により排出される温室効果ガスの排出削減、吸収作用の保全及び強化
- 取組による光熱水費等のランニングコストの削減
- 市民・事業者に対する率先行動
- 計画の運用を通じた市職員の意識啓発

計画の期間

- 基準年 : 2013年度
- 計画期間 : 2023年度 ~ 2030年度（8年間）

計画の対象範囲

- 指定管理者制度施設を含む本市の全事務事業

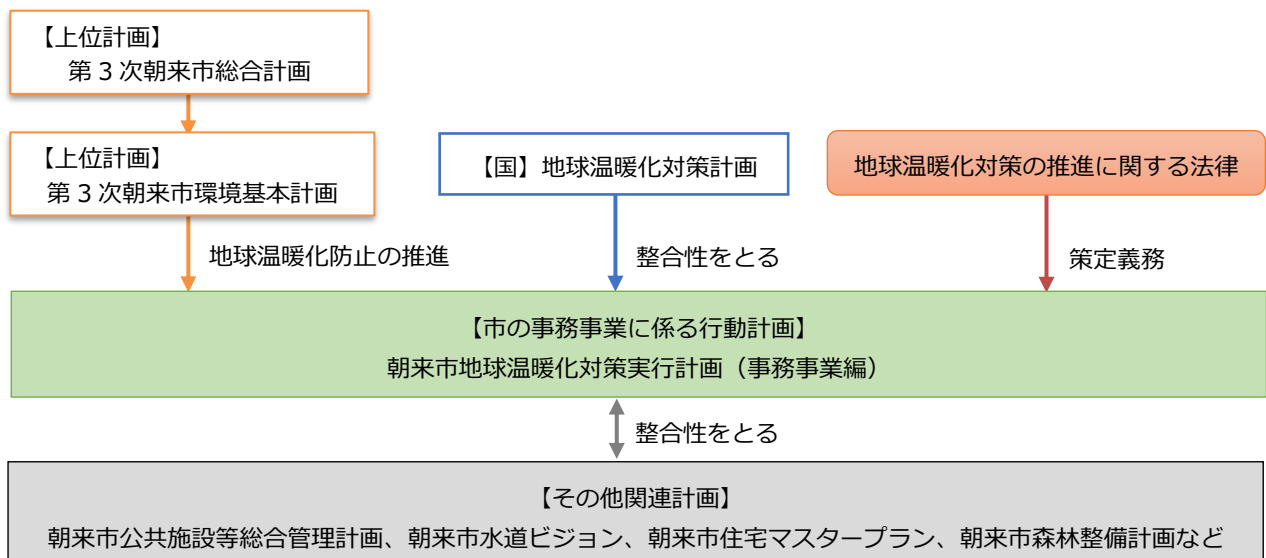
対象とする温室効果ガス

- 調査対象ガス：二酸化炭素（CO₂）

2. 計画の位置づけ

- 実行計画は、温対法によって策定が義務付けられている、温室効果ガスの排出を削減するための市職員の行動計画であり、本市の地球温暖化対策の根幹をなすものです。

上位計画である第3次朝来市総合計画や第3次朝来市環境基本計画、及びその他関連計画との整合性を図りながら、実行計画に基づく地球温暖化対策の取組を推進します。



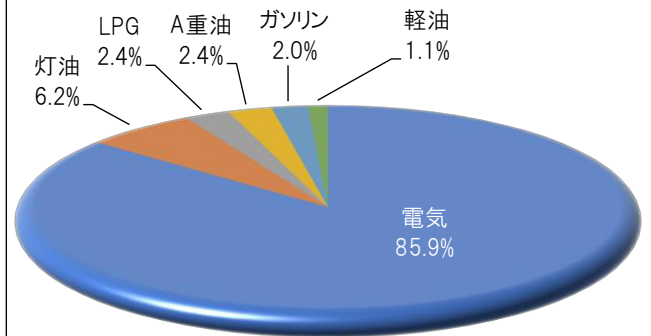
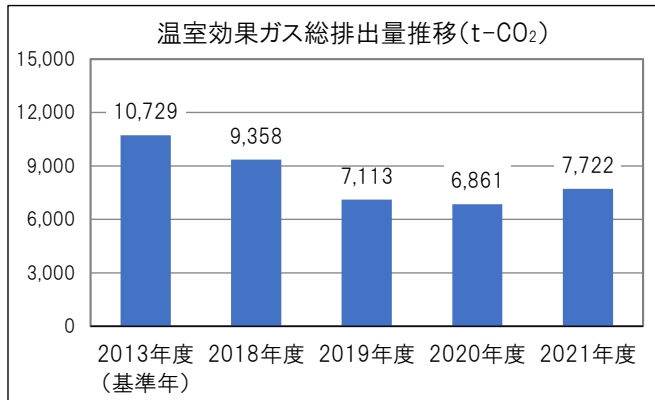
3. 温室効果ガス排出状況

温室効果ガス排出状況

□2021年度の温室効果ガス排出量は7,722t-CO₂であり、基準年である2013年度の10,729t-CO₂と比べて28.0%減少しています。

温室効果ガス排出構成

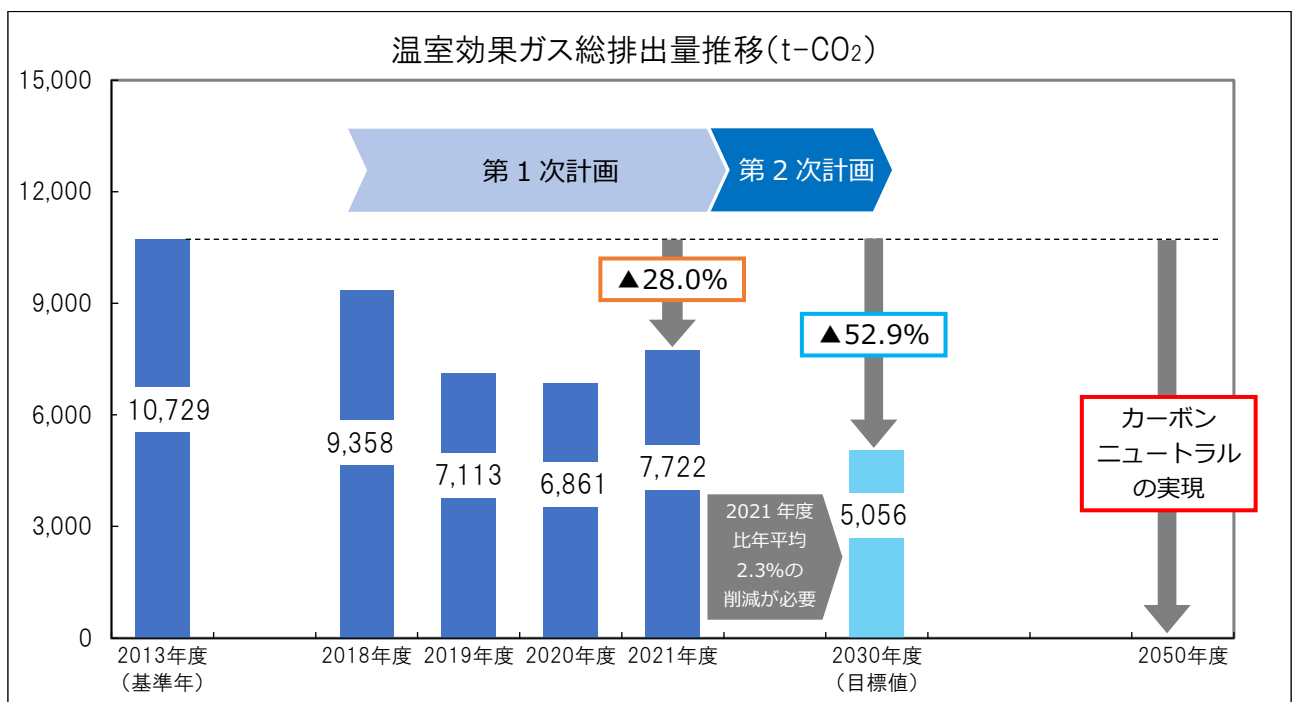
□2021年度の温室効果ガス排出構成を見ると、電気の使用に伴う排出が全体の85.9%を占めています。



4. 温室効果ガス削減目標

□国では2050年カーボンニュートラルを目指しており、2021年に改定された政府実行計画では、「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減」するとしていることから、本市においても政府実行計画に準じた取組を実施していくことを前提として、2030年度には国と同等以上の削減を目指すものとします。

□削減目標の設定にあたっては、省エネルギー対策の推進及び電気のCO₂排出係数の低減による削減ポテンシャルを試算した結果、**2030年度には2013年度比で52.9%の削減**を目指します。



5. 温室効果ガス削減に向けての取組施策

取組の基本方針

- 全職員で持続可能な社会づくりへ率先的に取り組む
- 行政マネジメントの推進により省エネ・創エネに取り組む
- 積極的に技術革新の活用に取り組む



<本計画で主に関連する SDGs の目標>



施策体系

施策体系	
1. 公共施設の省エネルギー化の推進	(1) 省エネルギー設備・機器への更新 重点 (2) 設備・機器の保守・管理、運用改善 (3) 公共施設の ZEB 化の推進
2. 再生可能エネルギーの導入推進	(1) 太陽光発電設備の導入 (2) バイオマスエネルギーの利活用 (3) 再生可能エネルギー電力の調達
3. 公用車燃料等削減の推進	(1) 電動車への更新 重点 (2) 公共交通機関の活用等による公用車の使用削減
4. 職員の取組の徹底	(1) エコオフィスに関する取組の徹底 重点 (2) 公用車に関する取組の徹底 (3) 廃棄物の減量及びリサイクルの徹底 (4) 水使用に関する取組の徹底 (5) 事務用紙等使用に関する取組の徹底
5. 職員の意識の向上・行動変容の促進	(1) 職員の環境意識の向上 (2) COOL CHOICE の推進
6. その他の温室効果ガス削減に資する取組の推進	(1) グリーン購入・環境配慮契約の推進 (2) フロン排出抑制法における機器の適正管理の徹底 (3) 公共工事に伴う環境負荷の低減
7. 温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化	(1) 健全な森林の整備、適切な管理、保全 (2) 緑化の推進 (3) 公共施設への木材利用の推進

公共施設の省エネルギー化の推進

□ 省エネルギー設備・機器への更新 **重点**

設備・機器導入の際には、省エネルギー性能の高い設備・機器を選定するとともに、化石燃料から電気への転換を検討することで、省エネルギー化を図ります。さらに、BEMS（ビルのエネルギー管理システム）やデマンド監視装置を率先的に導入することにより、空調や照明等の運転やエネルギー使用状況の監視・管理を徹底します。

□ 設備・機器の保守・管理、運用改善

設備・機器の保守・管理、運用改善に伴う性能の維持・回復によるエネルギー効率の改善に努めます。

□ 公共施設の ZEB 化の推進

公共施設の新築や大規模改修の際には、ZEB 化の検討を必須とし、ZEB Ready 以上の認証取得を検討します。

再生可能エネルギーの導入推進

□ 太陽光発電設備の導入

公共施設や駐車場、未利用地について、施設の用途や立地条件、ライフサイクルコストや費用対効果等を踏まえたうえで、PPAモデル等を活用して太陽光発電システムの導入を検討します。さらに、防災拠点や避難所となる施設においては、蓄電池をあわせて導入することで、温室効果ガス排出量の削減とともに、レジリエンスの強化を図ります。



□ バイオマスエネルギーの利活用

本市の豊かな森林資源を有効活用し、公共施設への木質バイオマスボイラーやペレットストーブ、薪ストーブの導入を検討します。

□ 再生可能エネルギー電力の調達

公共施設で使用する電力を再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを検討することで、電力の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減を図ります。



公用車燃料等削減の推進

□ 電動車への更新 **重点**

公共交通の利便性を鑑みた場合、業務上、公用車の使用は欠かせないことなどから、公用車の車両更新時には電動車への転換を検討します。



□ 公共交通機関の活用等による公用車の使用削減

既存の公用車について、公共交通機関の活用や会議のオンライン化、利用ルールの厳格化等による使用削減を図るとともに、使用頻度や走行距離等を踏まえ、台数の適正化を検討します。

職員の取組の徹底

□ エコオフィスに関する取組の徹底 **重点**

空調、照明、OA機器等の適正利用や利用抑制のエコオフィスに関する職員の取組を徹底し、温室効果ガス排出量の削減を図ります。



□ 公用車に関する取組の徹底

環境に配慮したエコドライブを実施することで、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

□ 廃棄物の減量及びリサイクルの徹底

3R活動を基本とし、市の事務事業に伴って排出される廃棄物の減量やリサイクルを推進します。また、マイクロプラスチック等の海洋プラスチックごみが社会的問題となる中、使い捨てプラスチック削減に率先して取り組み、サーキュラーエコノミーを推進します。



□ 水使用に関する取組の徹底

浄水場等でのエネルギー消費削減のため、水道使用量の削減に努めます。

□ 事務用紙等使用に関する取組の徹底

事務の簡素化や情報化等により、用紙類の削減を図ります。

職員の意識の向上・行動変容の促進

□ 職員の環境意識の向上

実行計画を推進するためには、職員一人ひとりが地球温暖化の現状や実行計画の内容を理解し、年度ごとの取組状況を踏まえて、より効果的な行動を率先して行うことが求められるため、職員の環境意識の向上を図ります。



□ COOL CHOICE の推進

国は、「2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 46% 削減する」という新たな目標の達成に向けて、「COOL CHOICE」（賢い選択）を国民運動として展開しています。本市においても「COOL CHOICE」に賛同し、率先して取り組んでいくとともに、市民や事業者に対して啓発を行っていくことで、低炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促進します。



その他の温室効果ガス削減に資する取組の推進

□ クリーン購入・環境配慮契約の推進

物品購入においては、環境負荷の少ない製品やサービスを調達することで、製造から廃棄に至る製品のライフサイクル全般の環境負荷低減に努めます。

□ フロン排出抑制法における機器の適正管理の徹底

フロン排出抑制法に基づき、フロン類が使用されている業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の適正管理を徹底するとともに、低 GWP（地球温暖化係数）、ノンフロン機器の導入についても検討します。

□ 公共工事に伴う環境負荷の低減

公共工事の際には、建設廃材の再資源化、適正処理の推進、リサイクル資材の利用推進などにより資源の有効利用や外部への環境負荷排出削減を図ります。

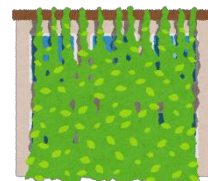
温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化

□ 健全な森林の整備、適切な管理、保全

温室効果ガスの吸収をはじめとした森林の多様な機能を維持、向上させるため、森林整備を図るとともに、保安林等の適切な管理、保全に取り組みます。

□ 緑化の推進

公共施設において緑のカーテンなどの緑化を推進するとともに、公園等の整備、保全を進めます。



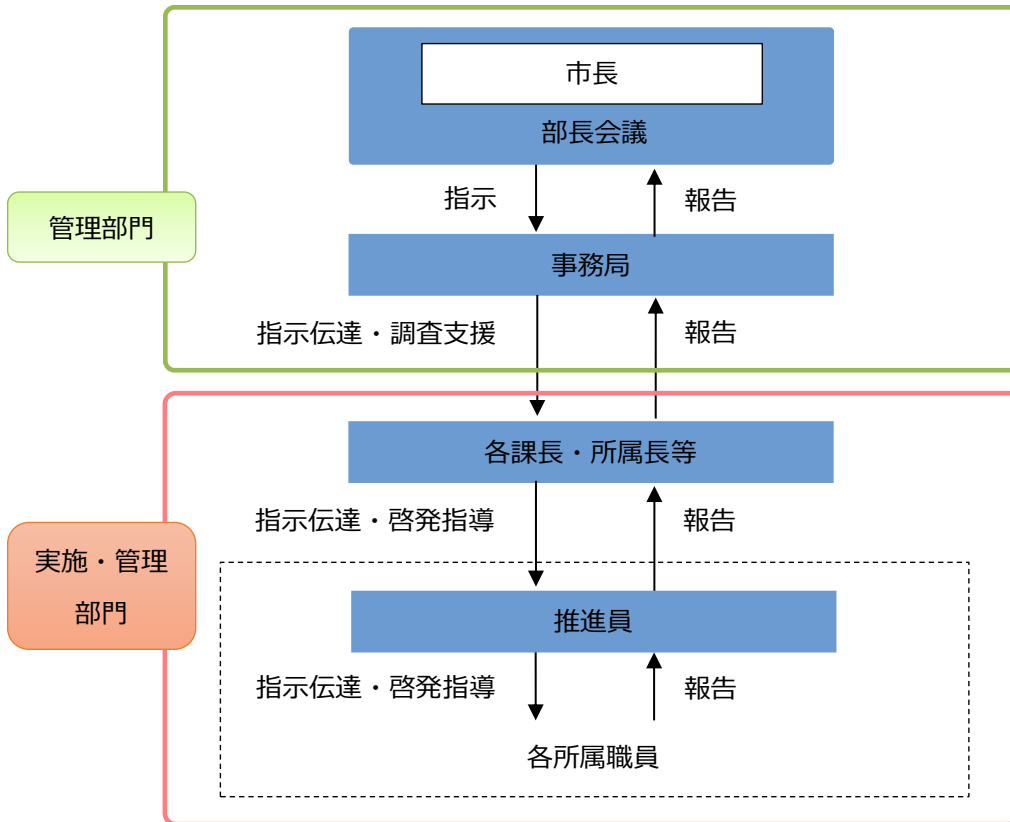
□ 公共施設への木材利用の推進

公共施設への地場産材の利用を推進するとともに、市民や事業者に対しても住宅や建築物への木材利用を促進します。

6. 計画の運用

計画の推進体制

□ 実行計画の推進には全庁的に一体となって取組を進める必要があります。そのため、各課単位において進捗管理を行い、部長会議にて各課における取組の進捗状況や市全体の目標達成状況を報告し、総合的に意見交換を行うとともに、施策に関する情報の共有及び施策方針の伝達を行います。



計画の進行管理

□ 実行計画の進行管理では環境マネジメントシステム（PDCA サイクル）を活用し、エネルギー使用及び温室効果ガス排出の実態把握と取組方針の改善など、定期的な見直しを図るものとします。なお、実行計画の進行管理は、事務局の指示のもと、各課・施設の推進員が主体となって実施するものとします。

